

かゑらじと かねて思へハ 梓弓
なき数に入る 名をぞとどむる
四條畷に散った若き武将、楠正行

楠正行通信 第48号

平成29年6月13日

発行＝四條畷楠正行の会

〒575-0021 四條畷市南野5丁目2番16号

四條畷市立教育文化センター内 072-878-0020

春日社国民の大和武士、越智氏

興福寺の権威のもとでの衆徒との『身分・制約』の戦い

5月例会は、体調が戻り久々の出席となった真木副代表に加え、新しい仲間一人の入会と傍聴参加一人も加わり、和やかな雰囲気の中にも、厳しい質問も飛び出し、活発な議論が行われた。

南北朝時代、大和で活躍した越智氏を取り上げたが、興福寺そして春日社があり、中世身分社会の中で、大和特有の身分との戦いを強いられながらその頭角を現した越智氏の活動を振り返った。

一条院に属し南朝を支持した越智氏

国史大辞典によると、中世大和の国南部の豪族とある。出自に関しては、伊予河野氏と同族説、大和源氏宇野氏の一族説、物部氏説、橘氏説などがあって一定しない。

『続日本記』には延暦2年(783)4月贄田物部首年足が越智池を築いて外従五位下に叙せられたことが見え、「新撰姓氏録」左京神別にも越智直が見える。

越智の名称は奈良時代にさかのぼり、伊予河野氏とはおそらく無関係かと思われる。南北朝時代、一時南朝に降った足利直義が越智伊賀の守を頼ったことが「太平記」巻28に見える。

春日社の神人である国民に組織され、南北朝内乱期から頭角を現したものと考えられる。一条院に属し、また南朝を支持し、南北朝合一後も後南朝と関係が深い。

永享年間(1429～41)、維通が、将軍足利義教の弟義昭とともに円胤親王を奉じて幕府軍と戦い、同11年敗死。越智氏は一旦断絶したが、畠山持国を頼って復興。畠山氏の分裂後は家栄が義就を支持して活躍、応仁の乱後に南大和をほぼ統一し、高市郡越智城(高取町)及び高取城(同)を居城として越智氏の全盛時代を現出。

子家全が継いだ、その後は戦国騒乱の過程で振るわなかった。戦国時代末期、玄蕃頭利之は筒井順慶の姪婿となり、小治郎利高は織田信長に仕えたといわれるが、その後の動静は不明。系譜もまとめられたものはなく、また俗書に諸説あって詳細不明、と記されている。

衆徒筒井氏より下位、国民越智氏

大和武士を理解するうえで、中世の身分制度がもたらした影響を抜きに考えられない。

中世身分制社会において、その基本構成は「貴種」身分、「司・侍」身分、「百姓」身分、「下人」身分、「非人」身分とされるのが通例である。貴種身分は政治権力を掌握している権門身分、司・侍身分は武人・官人ら支配者身分、百姓身分は公的な被支配者民衆の基本をなす身分、下人身分は私的な隷属身分、非人身分は支配隷属関係から外れた体制外身分を言う。(黒田俊雄説「中世の身分制と卑賤観念」)

大和の国では、「貴種」出身の一条院・大乘院門跡は異例の早さで昇進を遂げ、俗世間という参議に比定される僧正にいち早く就くことができた。

そして両門跡に分属し坊人となっている衆徒・国民は、大和国人として「侍」身分に比定される。ただし、衆徒は僧徒であり、国民は春日社神主職保持者という相違点が認められる。

即ち、衆徒は元来興福寺の僧全体を指す言葉であったが、13世紀半ば以降、僧侶の中でも特定の階層＝下藪分(げろうぶん：修行年数の浅い僧)を意味するようになる。

また一方の国民は「国衛領民」に由来するといわれ、当初、多武峰を頼っていた土豪が、その衰退に伴い春日社の権威を頼ろうと、神主職を獲得して発生してきたようである。

そして衆徒は、興福寺の権威のもと、官符衆徒になり、奈良中雑務検断職を有する等、他の大和国人に比べて優越的な権力を持つことができた。

しかし、国民において官符衆徒のように雑務検断職を有した例は見られないことから、衆徒・国民は「侍」身分に比定できるものの、出自によって就くことのできる職が制限されており、国民は衆徒より下位に位置づけら

れていたといえる。

南朝方、南大和の雄、「国民」の越智氏は、北朝方、北大和の雄、「衆徒」の筒井氏と対立・抗争を繰り返すことになるが、常に、衆徒に劣る国民としての、如何ともしがたい「身分」との戦い・制約を強いられたことを見逃してはならない。

大和の国人は、興福寺の権威の下、僧官僧職を得て権威づけ可能な衆徒、そして衆徒の権威づけに立ち向かうために春日社の神職を得て対抗する国民が、藤原氏の氏寺である興福寺の二大家、一条院党と大乘院党に、更には南朝方・北朝方に入り乱れて、ある時は味方、またあるときは敵といった複雑な構造を繰り返していたのである。

足利直義を南朝に仲介した越智那澄

正和5年(1316)、幕府に対し叛乱した越智邦永を、楠木正成が制した記録が残る。

そして、邦永の嫡子・邦澄は元弘2年(1332)高取城を築き、正平元年(1346)には興雲寺(現在の光雲寺)を建立している。また、一時南朝に降った足利直義を南朝に仲介したのも越智伊賀の守邦澄である。

南北朝合一後、越智氏は大和南部の武士団を被官に組み込み、大和の有力者に成長する一方、幕府は興福寺衆徒を懐柔する領袖的存在、筒井氏を支援したため、両氏間に紛争が続いた。永享7年(1435)多武峰の戦いで越智氏が敗れ、永享11年(1439)越智氏惣領の維通が討死し、没落。

嘉吉元年(1441)維通の遺児と思われる家栄が、河内守護畠山氏の後援を得て越智氏を再興。その後、越智家栄は、畠山氏の内紛に介入し、筒井氏との抗争が続けるが、明応2年(1493)には上洛を果たし幕政に参画、明応9年(1500)に死去している。

この越智家栄は、官途として弾正忠(律令制における監察・警察機構の役職)を有し、ついで伊賀の守に、そして後に修理大夫(修理職:内裏の修理造営にあたる職・大夫:従四位下相当)を称している。

一方、衆徒の筒井・古市の場合、権律師を獲得しており、国民越智氏のように俗世間で通用する官職を得ていない。

即ち、衆徒は僧体という事で僧官僧職を獲得し、大和の国を支配していた興福寺の下で、その権威づけを図ることが可能であったが、国民越智氏にはそれができなかった。

衆徒は官符衆徒(20人が4年を1期として、興福寺別当・権別当・三綱として、興福寺で警察権の執行に当たった)になり、奈良中雑務検断職(中世、警察・治安維持・刑事裁判に関わる行為・権限・職務を総称する検断権を行使する職)を得たことは先に触れた。

では、越智氏はどのような手立てを講じて衆徒たる筒

井氏や古市氏に対抗しようとしたのか。

越智氏は、官符衆徒を同盟者という形で彼に従属的な位置に据えることで、国民に付きまとう正当性(身分上の)の欠如部分を補おうとしたと考えられる。

越智家栄の勢力拡大と私反銭

官符衆徒は、用銭・有徳銭(富裕層を中心に賦課された臨時の課税)・相舞銭(すまいせん:相撲人を出す数に比例して郷ごとに賦課された銭貨)・郷銭・頼母子等の徴収と、人夫・伝馬(逋送用の馬)・陣馬の調達が可能となる諸賦課権を有していた。

そして、筒井・古市の場合、官符衆徒の名を利用して、自らの財政基盤を固める等の越権行為をしていた。

国民越智氏は、庄官としての徴収はあるものの、賦課権は持っていなかったので、大規模な「私反銭」賦課を生み出していくのである。

反銭=段銭は、中世の税の一種で、「田畑反当り何文」という形で課せられた。私反銭は、守護や荘園領主などが私的に課した税のことを言う。

賦課徴収権を持たなかった越智氏は、奈良成(興福寺・院家の取り分)についてはとらないという条件を付けることで、興福寺にその徴収を公認される道を切り開いていったのである。即ち、越智氏は強大な軍事力を背景として、官符衆徒の有する賦課徴収権に対抗しうる収入源獲得の方法を確立しようとしていたことが分かる。

なお、この越智氏の私反銭については、越智代官が持つ反銭賦課徴収権が興福寺ではなく越智氏の権限によって引き継がれていたこと、また越智氏は独自に反銭免除権を行使していたことも明らかにされている。

大和の国で、身分制の頂点に位置する貴種出身の門跡に対して、国民出身の越智氏が圧力をかけ、一時期には一条院門跡が隠居の意向を示す状態にまで追い込んだとあるが、しかし、その越智家栄もこれからというときに没してしまう。

越智家栄は一連の行動を通して着実に大和国人の頂点に位置するための正当性を確立していくが、限界があったことも否めない。越智家栄がいかにあがこうとも、中世社会の根幹にある「身分」という大きな壁に直面せざるを得なかったという点に起因する。

官符衆徒との提携は越智氏の立場を危うくする危険性を常にはらんでいたといえるし、同寺に筒井・古市の勢力温存という結果も生み出したと考えられる。結果、越智が没落すると筒井が復活し、越智氏が絶対的に有利な地位を築くことはなかったのである。

なお、越智家栄の死は明応9年(1500)との説が多いが、綾部正大は論文「大和国『国民』越智家栄の動向について 一身分性の観点から」の中で、各種史料から、明応4年(1495)を取るのが妥当ではないか、と指摘している。

(文責「四條駿楠正行の会」代表 扇谷昭)